

# 人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

## 育児支援を行う企業への助成制度

＜両立支援レベルアップ助成金＞

今年の5月にパートタイマーの処遇改善に関する助成制度について紹介しましたが、今回は、育児をしながら働く労働者を支援する事業主への助成制度についてお伝えします。ワークライフバランスの実現は社会的要請でもあり、育児支援に関する助成金(両立支援レベルアップ助成金)も近年拡充されています。

以下で育児支援に関する3種の助成金をみていきます。

### 1. 代替要員確保コース

#### 【概要】

育児休業終了後、育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させる旨の取扱いを就業規則に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に一定額を助成する。

#### 【主な受給要件】

- ① 育児休業取得者の原職等への復帰に関し、就業規則に定めていること。
- ② 育児休業期間、代替要員を確保した期間が3ヶ月以上あること。
- ③ 代替要員は対象労働者の妊娠の事実が分かった日以降に雇い入れた者で、対象労働者と職務、所定労働時間がほぼ同等であること。
- ④ 育児休業をする労働者が雇用保険加入者であること。
- ⑤ 育児休業終了後、6ヶ月以上雇用すること。

#### 【支給額(対象者1人あたり)】

	支給額
初回分	50万円(40万円)
2人目以降	15万円(10万円)

\* 最初に対象労働者が生じた日から5年間で1年度10人までが対象

\* ( )内は大企業

### 2. 子育て期の短時間勤務支援コース

#### 【概要】

育児をしながら働く労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に定め、6ヶ月以上の利用実績が出た場合に助成する。

#### 【主な受給要件】

- ① 3歳(従業員数100人以上の企業は小学校就学前)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則にて制度化すること。
- ② 対象労働者が雇用保険加入者で、かつ小学校第3学年修了までの子を養育する者であること。
- ③ 短時間勤務制度を連続して6ヶ月以上利用させること。
- ④ 短時間勤務制度利用後、1ヶ月以上雇用し、支給申請日において雇用が続いていること。
- ⑤ 一般事業主行動計画を作成し、届出を行っていること。

発行日：2010年8月21日 No.73

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

#### 【支給額(対象者1人あたり)】

	従業員数	支給額
初回分	100人以下	100万円
	101人～300人	50万円
	301人以上	40万円
2人目以降	100人以下	80万円
	101人～300人	40万円
	301人以上	10万円

\* 従業員数100人以下の企業は5人、101人以上の企業は10人までが支給対象

### 3. 育児・介護費用等補助コース

#### 【概要】

労働者が育児または介護サービスを利用した場合にそれに要した費用を補助する制度を就業規則等に規定し、実際に費用補助を行った事業主に対して、その補助した額の一定割合を助成する。

#### 【主な受給要件】

- ① 費用補助に関し就業規則等に定めていること。
- ② 小学校入学前の子に対する措置であること。(育児)
- ③ 対象労働者が雇用保険加入者であること。
- ④ 家族が行う育児サービス、公立・認可保育所が行う保育、介護保険法に基づく介護サービスでないこと。

#### 【支給額】

	支給額
初回分	40万円
事業主負担への助成率	育児 4分の3
	介護 2分の1

\* 支給対象期間は5年間

\* 大企業は助成率3分の1、初回支給額は30万円

このような助成制度を活用しながら従業員の育児支援制度を見直してみたいか？

#### — 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・賞与支払届の提出
- ・個人事業税の納付(第一期分、8月31日まで)

#### ● コラム ●

##### ＜事務所移転のご案内＞

9月6日(月)より、下記の新事務所にて営業をいたします。

【新事務所】\* 電話・FAX番号は変更ありません。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-5 ヒロビル 2F

職員も1人増えますが、この移転を機に事務所内、顧問先企業様とのコミュニケーションをより密なものにし、こちらからの投げかけ、提案をもっと増やしていきたいと考えています。